

委員および一般からの意見

委員からの流域委員会の運営、審議に関するご意見、ご指摘

NO.	委員名	内容
1	宗宮功 (委員会・琵琶湖)	<p>(2001/4/16 宗宮委員 庶務 *メール)</p> <p>宗宮委員： 「淀川水系流域委員会、その感想といくつかの問題点」 去る12日京都・新都ホテルの淀川水系流域委員秋へ出席し、その感想といくつかの問題点を列記してみましたので、送付します。この書類がどのような取り扱いになるのかは存じませんので、取り扱いがどうなるかも教えてください。委員会事後の意見書としてどこに残るのでしょうか？</p> <p>本文は別紙1を参照下さい</p> <p>(2001/4/18 庶務 宗宮委員 *メール)</p> <p>庶務： 先生から頂いたご意見につきましては、4/19に開催される運営会議で宗宮先生からの意見として提出させていただき、次回の委員会で一般にも公開するかどうか、運営会議で検討して頂きたいと考えております。</p>
2	寺川庄蔵 (委員会・琵琶湖)	<p>(2001/4/19 庶務 寺川委員)</p> <p>寺川委員： 記者説明会についてもちょっとやり方を考えた方が良いのではないかと思う。記者は当日傍聴しているので、あまり必要ではないのではないか。</p>
3	榎村久子 (淀川)	<p>(2001/4/20 庶務 榎村委員)</p> <p>榎村委員： 今、自分が感じていることを言うと ・委員会と部会関係が見えない。部会委員の位置づけもよく分からない。 ・試行錯誤の状態である、ということも分かるし、新しい試みなのでその重要性もあると思うが、プロセス自体にエネルギーを使いすぎて本来やるべきことが薄まってしまうという危険性も感じる。 ・第2回委員会を傍聴した感じでは、部会は委員会で検討して決まった事項だけを検討する、という感じで「専門部会」的な感じがしない。人数も多いので部会がどういう機能を持つのが稔然としない。 ・今のような感じでは、本委員会のみをやっていけばいいのではないか、という気にもなる。 ・自分でもすっきりしない感じを持っている。他にもそういう人がいるのではないか。 ・何のために、どういうアウトプットを目指して、何をしようとしているのかが見えていないので余計分かりにくい。 ・委員会の傍聴者として部会専任委員が意見を言う、というもおかしな感じする。立場は一般傍聴と同じで、発言できるのも一般と同じ、といっても、例えば何かの専門の先生がそこから発言したら、その発言の意味は一般の傍聴者の発言とは異なってくるのではないか。それであれば、部会に出席するよりも委員会を傍聴した方が効果的だということにもなりかねない。</p> <p>庶務： 頂いたご意見については、委員長に伝えるようにします。</p>

4	嘉田由紀子 (委員会・琵琶湖)	<p>(2001/4/21 嘉田委員 庶務 *FAX)</p> <p>5月11日(第1回琵琶湖部会)は、世界湖沼会議関係の長引きそうな重要会議がすぐにはいっております。万一、会議がはやくおわりましたら参加可能ですが、現在のところ、欠席ということで以下の意見をのべさせていただきます。</p> <p>本文は別紙2を参照下さい</p>
5	森下郁子 (猪名川)	<p>(2001/4/26 面談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の一人ひとりが持っている知識、情報、経験をどのように引き出そうとしているのかが見えない。どの委員がどういう情報を持ち、この人からこういう意見をもらうためにどうするのか、どうしたいのかが見えない。 ・30年間仕事でやってきておりきっちりとしたデータや経験を持っている人の意見と感覚でものを言っている人を同列に扱うのは危険だ。主婦が水の味など生活者としての、生活のプロとしての意見を述べることには意味があるが、希少種がどうこうと言うのは筋違いである。委員会で何をしようとしているのかわからない。非常に不安だ。このままでは忙しい身をやりくりして出る意味はない。他の委員もそうだろう。 ・今の資料は、河川管理者の管理データでしかない。現況といっても、今まで起こってきた事象は何で、行政は何を行い、市民は何を感じ、マスコミは何を取り上げたか、それすら整理できていないようでは全然だめである。
6	谷田十三 (委員会・淀川部会)	<p>(2001/5/7 谷田委員 庶務)</p> <p>4月12日委員会当日、芦田委員長が制したにもかかわらず、一般傍聴者から発言があり、その内容が議事録に残されているが、これについては、会議のルールを無視した者の野次を容認していることだと受けとめている。議事録に載せるのはいかなものか。</p> <p>これは、庶務としてもマイクを渡してしまったことに、問題があったのではないか。</p> <p>(審議席に座っている)委員も発言できる機会を待っているのに、あのような形で発言を許していると、少ない時間配分の中で、我々も発言ができなくなってしまう。</p> <p>議事録から、会議ルールに違反した者の発言内容は削除してほしい、ということをご提案させていただきたい。</p> <p>また、このようなことがないように、庶務の方ももう少ししっかり止めるべきだったのではないか。</p>

宗宮委員（委員会・琵琶湖）ご意見（2001/4/16 受け取り）

淀川水系流域委員会に出席して 平成 13 年 4 月 14 日
京都大学 環境工学専攻 教授 宗宮 功

初めて流域委員会に出席した。今回は何がどのように審議され、議論されるかをつぶさに見学するに止まった。自分には基本的にこの委員会は何をする所かがお明確に把握できていない。現状認識の共有化として今の淀川の一部状況（治水対策）を説明されたが、歴史的にどういう認識で今に至ったかを知る情報ではなく、かつ現況に関する満足感や不満足感を質疑応答する場ではなく、注文付けの場で勝手に意見を表明する場ではない。長期計画に反映させるような要素を切り出すことに至らず、問題点の把握方法や意見聴取も時間切れで不十分であり、大がかりに金をかけてこけおどし的に厚い資料を用意し、「委員会を開催した」という実績作りをしているのではないかと思われてしまう。

基本的にこれからの 2 年間の活動で、25 年ないし 30 年先を見越した河川整備計画を作るという事であり、この計画に記されていない河川整備は今後あり得ないとの答弁であったが、変更のない計画などないはずであって、この計画の中に長期展望に立って何度も見直しができる手順を確保・設定しておく必要がある。その意味で、情報収集に関してもっと異なったアプローチがあるのではなからうかと感じた。また検討方向の絞り込みが重要で、必要であると感じ、大規模な委員会で実質的な検討など出来るわけがないと感じた。以下にいくつか関連事項について考えを列記する。

- 1) わいわい自分の意見を時間掛けて説明されるより、25 ないし 30 年後の淀川水系の望ましい姿を、項目毎であれ、全体像であれ、それぞれの関心分野から想定し、委員にも、聴衆者にも、委員会や部会へ参加した時に箇条書きないし絵で描いてもらう。そこに現在との解離があっても何ら問題はない。あってほしい「夢」を共有することが大事であり、「夢」の凡その枠を収集する。現在の行政実行者の視点で、今までのトレンドから将来を見据える方式（行政が案を作成し審議する方式）であれば、行政がやればいいことで、このような場を免罪符にする必要はない。今回は、広範な住民参加を打ち出している以上、杓子定規で、意見の出しにくい委員会方式ではなく、もっと実質参加を求める手段を考え、多くの人が集まって夢を議論し、夢を表明出来得るように、人に集まってもらう形式も考えてもらいたい。初期段階で、あってほしいと願う「夢」をもっと多く拾い集める仕掛を工夫すべきである。
- 2) 現今流域内で生じている問題をこの委員会で論議しては、時間と金の無駄使いで、我々研究者が出席する意味はほとんどない。現実的な緊急性のあるものは別の場で論議していただき、20 年後、30 年後の視点に限るべきである。出てきた答えが現状から解離し、到底出

来そうになくとも貴重であり、その溝を 25 ないし 30 年かけて埋めるのが行政であり、年々の実行動の中で出来る限り夢に近づける努力をすればいい。

- 3) 今回のような現状認識の共有化をしていては、委員会自体を 10 回も 15 回も開かなければ全ての淀川流域の近況（各河川、治水、利水、環境など毎）を知る事は不可能であり、委員会が現況把握の場でしかなくなる。この方式で実質的に新たな何か（環境整備計画）を作り出し、作り上げるには時間が掛かりすぎる。
- 4) 部会が 3 個あるので、各部会毎に 30 年後の夢をまず描いてもらう。委員と住民の意見を出来る限り組み入れた部会計画案（あってほしい河川の姿）を持ち寄り、全体委員会で流域としての整合性を検討し、全体計画としてまとめ上げる。その意味で、「夢」を描けという命題で、各部会を先行させるべきであろう。ただし、将来の治水（提内水、提外水）、利水（地下水を含む表流水）、環境管理機構（生態系保全）などで考慮すべき範囲と必修事項、地域の特性化事項などはある程度統一して考慮してもらう事項とする。その上で、部会毎の特性を加味して地域管理（土地利用計画、地下水を含む地域水管理計画、地域水統合管理システム（水量、水質）の構築）を実行可能と思われる河川整備に関する夢を描いてもらう事になる。
- 5) 河川の主目的が、洪水から人と財産を守ることを第 1 目的とすることは重々理解できる。が、この考えだけが先行すると、過去 100 年以上の経験がある旧態然とした手法に陥り、新鮮みがなく、新たな夢（仕事の方向付け）は出てこない。少なくとも、年間を通じて中心の日数を占める平水時、ないし渇水時の管理をどうするのか、河川での多様生物個体の確保や生態系保全などの点から見て、河川環境管理上重要だと位置づけられないと問題提起が始まらない。住民は多くの場合、川やダム・湖を平水ないし渇水の時に散歩やジョギングを通して、その自然（水面、水の音や色、草花、木々、鳥や魚など）を肌で感じているはずであるからである。
- 6) 河川整備計画は、地域水管理問題と大きく関わっているので、水関連法規（河川法、水道法、下水道法、工業用水法、あるいは水質汚濁防止法などなど）の統合化ないし新規法の設定を含む新管理体系へ向けて視点を高める必要がある。その意味で、極端ではあるが例えば、「水利権があって、河川などから取水したものは取水点から数キロ以内に還水しなければならない。」と言った命題を、河川管理のために重要であるとする認識上からいくつか書いて検討してみると、水道用水を初め工業用水、農業用水など大問題となり、社会の水環境施設のほとんどが作り直されねばなくなるかも知れない。そこに河川サイドから多くのものを提案できる事態が発生し、その影響が整備計画に反映されることであろう。
- 7) 最低限、淀川を中心とする水系（地下水を含む）の水量・水質を統合的に監視し、河川の機

能を水系として常時モニタリングできるシステムを構築する。水域管理・監視機構と関連取水権者との間に緊密な関係、緊張関係を常に保ち、多くの平常時対策、緊急時対策に対応できるようにする必要がある。

嘉田委員（委員会・琵琶湖）ご意見（2001/4/21 受け取り）

（第1回琵琶湖部会欠席予定により、下記ご意見をお送り頂きました）

<琵琶湖部会の持ち方について>

何をテーマとするか、当日の議論になると思うが、いくつかポイントとなることを個人的意見として指摘させていただきます。

今回の委員会の全体の目標とてらしあわせて、琵琶湖部会では何ができるのか、何をしないといけないのか、入り口的議論が必要でしょう。その中で、私自身は、1997年の河川法改正の中の「環境」とならんでふたつめのポイントである（あ）「住民意見の聴取」と、国と滋賀県、沿岸地域社会の関係の焦点でもある（い）「水位操作問題」と（う）「固有種の激減」という3つの問題について、以下、意見をのべさせていただきます。

（あ）住民意見の聴取について

- ・あくまでも現場主義をつらぬき、現場で何がおきているのか、できるだけ多くの委員が現状を共有できるような方法を考えてほしい。
- ・現場主義を考える場合、立場の異なる人たちの意見を、現場に即して率直にとりだすことができるような方法の「自覚的開発」が必要ではないか。つまり「住民」とひとくくりにはできないような立場の差異、意見のずれは現場ではつきものである。
- ・また質問、疑問があったら「尋ねてみる」というだけでは、なかなか現場の率直な声はひきだせない。「聞き取り」は重要な手法であるが、現場ではあたり前であって、言葉になっていない慣習や、社会組織的背景などは、そのことを意図して深い聞き取り（ディープインタビュー）をしないといけない。
- ・そのディープインタビューのためには、写真や地図など、現場での意見や記憶を立体的にひきだすことができるような工夫が必要である。必ずしもインタビューのプロでなくても、人間的感性をはたらかせて常識的対応をすることで、ディープインタビューは可能である。
- ・その歳、「**委員会」という権威的な名称のもと、地元の公的代表者だけを集会場などによびだして、「意見聴取」を行う、というような手法だけに頼らず（このような場合も時として必要でしょう）、現場を歩きながらたまたま出会った、老人や子ども、女性など、地域社会の「常駐住民」の意見がきけるような場面設定も必要であろう。
- ・意見ききとりの結果には、地域社会に戻して、委員やよそものという外部の目と、内部の目が交差するところで、創造的な方向が反映できるようにしてほしい。単に聞きっぱなし、調査しっぱなしにしないで、実践的な方向を模索してほしい。

（い）水位操作問題について

- ・「水位操作」問題は、琵琶湖と下流域の関係を考える時の歴史的因縁をおびた政治的問題でもあ

り、まずその問題の重要性を委員の間で共有できるような資料と説明がほしい。そこでは、江戸・明治初期時代、南郷洗堰（明治 38 年以降）以降、瀬田川洗堰以降（昭和 30 年代）、そして琵琶湖総合開発以降（平成）というような時間軸でのデータがほしい。

- ・その上で、琵琶湖総合開発での新しい水位操作規定が「どのような原理」（水位操作の具体的数値、その意味）で、いかにそれ以前と異なるのか、明確にしてほしい。
- ・そして 1992 年以降の水位操作規定の変更で、何がどうか変わったのか、どのような影響がでているのか、上記の現場主義に即して琵琶湖周辺域での調査が必要であろう。
- ・水位操作にともなう被害がでているところでは、その被害の大きさや実態を明らかにするのは「加害側」（もし水位操作の変更が害をおよぼしているのならこういう呼び方をまずさせてほしい）であって、決して被害者ではない、という理解が必要であろう。日本の環境政策では、「被害者が害を証明する」という習慣が水俣病以来一貫してなされているが、それは本質的に逆であるということを確認したい。つまりある環境の中で、生活や生産を維持してきた「被害のない状態」という原点に復帰することが、環境に変更を加える側には求められる。
- ・このような思想は、琵琶湖総合開発の「水位変化に伴う補償」（利水、漁業、航行）という社会的制度の中にすでにうめこまれているが、事業の完成後、だれもが「予測できなかった」被害についても、加害側が十分な資料をそろえ、必要に応じて補償措置をとる、というような対応が求められる。これは新しい「環境哲学」の構築でもある。
- ・そして、沿岸域をひろくふかく調査した後で、水位操作規定の変更可能性があるのか、ある場合にはいかなる手続きや社会的合意形成が必要であるのか、見直しをたててほしい。それは時間的目標もたてての見通しである。「データがない」という状況ですら「現状維持」をすることが、問題をより深くする恐れがある。

（う）固有種の激減問題について

- ・今、琵琶湖の生態系は、かつて昭和 30 - 40 年代に予想した変化をはるかにこえるものであると、私自身は認識している。
- ・それは典型的に「固有種」の激減にあらわれている。固有種の激減は、生物的価値の問題とあわせて、固有種に依存する魚食文化の衰退と、固有種に依存する琵琶湖漁業の衰退という社会・文化的問題からもアプローチする必要がある。
- ・なぜ固有種が激減したのか、「外来漁」の違法放流とあわせて、琵琶湖総合開発の建設的事業（琵琶湖の人工ダム化のための各種の水陸切断工事）の影響もきわめて大きいことが予想される。ここには、湖辺の内湖、水田などの、構造的変化も大きく影響している。
- ・今回の淀川流域委員会、琵琶湖部会の権限をこえる問題であることを承知で、申しあげるならば、農林行政や水産行政などともあわせて、建設行政が一体となって対策がたてられるような、新しい社会的フレームの提案が必要であろう。「琵琶湖総合保全」計画がそれであるという認識もあろうが、琵琶湖総合保全計画をたてた数年前にも予想できなかったような「危機的状況」とであると、私自身は、現場の漁業者の聞き取りなどで感じている。ある漁師は、今の琵琶湖の

生物に依存する漁業は「がけっぷち」であると表現している。

- ・「総合保全計画」が水質を中心とした工学的対応に主眼がおかれ、生態系保全についても、地域の社会文化状況を十分に反映できるものになっていないと私自身には思われる。総合保全計画の補強を意図して、この問題にも対処してほしい。

以上、エッセンスのみですが、とりいそぎ意見とさせていただきます。

小林委員（琵琶湖部会）ご意見

（第1回琵琶湖部会欠席予定により、下記ご意見を承りました）

1. 河川整備計画についての意見

<対象地域の河川の整備について>

整備計画の対象となる河川は、河畔林が発達した地域が多い。そういった河畔林を保全、整備していくことが基本となるだろう。

その理由は、河畔林の発達した堤防は決壊しにくいことがあげられる。

コンクリート護岸は、耐久年数が限られており、構造によっては洗掘などが起こりやすいなどの問題がある。過去の堤防決壊の箇所を見ても、河畔林をなくした箇所や河畔林とコンクリート護岸の継ぎ目から決壊した例などがある。

河畔林は、100年、200年の期間での耐久性がある。また、竹や木の根が張っており、構造的にも強い自然堤防となる。

人は、過去に堤防に竹を植え、自然堤防の強化とタケノコとしての食料確保を行ってきた。また、キツネは根が張って崩れにくい竹藪の河畔林の地下に巣を作る。キツネがいるところは過去に洪水や堤防決壊が起こっていない。このような過去の人間や動物の知恵、経験に教えられることも多い。

河畔林が大切なもう一つの理由として、ビオトープのネットワーク化に役立つという点で重要な位置づけがある。

対象河川や地域の特性を踏まえて上で、河畔林を復元していくことが重要である。その際には、過去の川の歴史を振り返り、現存する他の河畔林との比較を行うことが重要である。

<検討の方法について>

滋賀県では生物環境アドバイザー制度を導入しており、多くの成果をあげている。

その中では、堤防の道路拡幅のために河畔林が伐採されようとしたのを道路を田圃に付け替え河畔林を守った実績や川幅を拡幅のために伐採されようとした河畔林を掘削による整備に変更したりなど具体的な実績を積み重ねている。

例えば、希少種の移植などについては、理論のみではわからない、法則性のないことが多く、その場でじっくり議論する必要がある。

そういった意味では、土木の技術者と生物の専門家がきっちりと議論し、河川整備のあり方を考えていく必要がある。

世界湖沼会議などの会議の成果として、琵琶湖の水質がどう変わったか、いい方向に向かったのか、具体的に評価をすべきである。過去の会議の成果を確認することも大

事ではないか。そういう意味でも、この会議の成果がどう生かされるかが重要である。

<住民参加について>

基本的には、河川整備計画などに対して、専門知識のない人間が感覚でものを言うべきではない。

住民の意見を取り入れると、例えば河畔林をつぶして、河川敷に公園やグラウンドを作りたいがる傾向が強いが、そのような整備は先を見つめた河川整備の観点からは良くない。

環境という言葉の概念が広すぎる。例えば、住民にとっては堤防ののり面は、芝張りでは、雑草が生えていれば×であるが、自然界からみれば逆である。

住民参加の観点からは整備計画などの PLAN の場面ではなく、河畔林の維持管理など DO の部分で住民参加を促すことの方が重要ではないか。それにより地域に根の張った住民参加が可能となる。

2. 委員会の進め方について

本委員会のように情報公開を積極的に行っているのは評価できる。しかし、委員会、部会といった構造は、旧来のやり方と変わらないような気がする。

委員会の半分くらい委員が部会と兼務となっているが、それでよいのか？同じ会議をダブってやっているような感じがする。役割分担を明確にしないと部会での発言と違ったことを言ったり同じことを蒸し返したりすることになる危険性はある。

一般からの流域委員会の運営、審議に関するご意見、ご指摘

NO.	発言者 所属等	傍聴希望	内容
1	個人	淀、 琵琶、 猪、 第3委	<p>委員会中における一般聴衆の発言について 第二回委員会において、一般聴衆よりルールを無視した発言が委員会の討議中に行われたことは、一般聴衆の一人として許し難いことであると思っております。これが前例となりルール無視の発言が続くとすれば、情報公開に即した公開による委員会が出来なくなることを認識し反省されるべきであると思っております。</p> <p>事務局は、委員会討議中における一般聴衆の発言を、再度禁止するよう説明され、発言があった場合には毅然として制止していただくようお願いいたします。</p>